

令和4年度第1回  
東大和市個人情報保護審議会会議録

令和4年4月27日（水）

## 令和4年度第1回東大和市個人情報保護審議会

### 1 日時

令和4年4月27日（水）午前10時から午前11時20分

### 2 場所

東大和市役所会議棟第6会議室

### 3 出席者

#### （1）審議会委員

① 会長	田村 茂	出席
② 職務代理人	池田 陽子	出席
③ 委員	中間 建二	出席
④ 委員	飯田 富雄	欠席
⑤ 委員	奥田 真由	出席
⑥ 委員	横山 昌明	出席
⑦ 委員	関田 賢治	出席

#### （2）市長

尾崎 保夫

#### （3）事務局

- ① 総務部 矢吹部長
- ② 文書課 阿部課長、吾郷係長、松本主任

#### （4）説明員

- 諮問1 企画政策課 田代総合戦略推進担当課長、神山政策推進担当
- 諮問2 納税課 中野課長、菅原係長
- 諮問3 デジタル政策課 藤本デジタル推進担当課長、葛上係長

### 4 議題

#### （1）諮問案件

- ① 東大和市まち・ひと・しごと創生事業におけるオンライン結合による外部提供について
- ② 地方税共通納税システムの税目拡大に伴うオンライン結合について
- ③ オンライン申請システム利用事務におけるオンライン結合について

#### （2）報告案件

- ① 個人情報取扱事務の開始・変更・廃止について
- ② 組織改正及び事務の所管換えに伴う届出等の変更について
- ③ 保有個人情報の目的外利用・提供状況について

### 5 会議の公開

会議は公開により行った。

### 6 傍聴人数 0人

## <会議内容>

### 1 開会

#### ○矢吹部長

それでは定刻となりましたので、始めさせていただきます。会議に先立ち、委員の出席状況を報告いたします。

#### ○阿部課長

委員7名中、欠席者1名。よって会議は成立しております。

### 2 市長挨拶

#### ○矢吹部長

続きまして、市長より、挨拶がございます。市長、よろしくお願いいたします。

#### ○尾崎市長

皆さん、こんにちは尾崎でございます。本日はご多忙のところ、東大和市個人情報保護審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。さて、市内の新型コロナウイルス感染状況は、一時のピークは越えたと思いますが、引き続き小・中学校や保育施設等での感染が見られますことから、細心の注意を払わなければならないと考えております。こうした中、新型コロナウイルスがもたらす様々な課題に迅速かつ的確に対応していくことが求められており、市におきましては、既存の事務に加え、事務内容の見直しや新たな事務の実施も必要であると認識しているところであります。これらの事務の実施に当たりましては、個人情報の適正な取扱いが必要不可欠となってまいりますことから、委員の皆さまにおかれましては、個人情報保護制度の適正な運用のために、引き続きお力添えを賜りますようよろしくお願いいたします。新たな年度となり、気温もだいぶ暖かくなってまいりましたが、委員の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルス感染症対策を含め、体調管理には、くれぐれもお気を付けいただきたいと思います。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

### 3 審議会への諮問

#### ○矢吹部長

ありがとうございます。次に審議会への諮問です。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、読み上げのみを行うこととし、諮問書については、会長の机上に置かせていただいております。内容については、皆さまに配布した資料と同様のものですので、そちらでご確認をお願いいたします。

#### ○尾崎市長

諮問書、東大和市個人情報保護審議会会長殿、東大和市長尾崎保夫。個人情報の取扱いについて、貴審議会に諮問いたします。諮問事項につきましては、事務局より説明をいたします。よろしくお願いいたします。

#### ○矢吹部長

なお、この後、市長は公務のため、ここで退席をさせていただきます。ご了承のほど、よろしくお願いいたします。

(市長退席)

○矢吹部長

本日の諮問事項は、3件となります。それでは、この先の会議の進行を会長にお願いをいたします。会長、よろしくお願いいたします。

4 諮問案件の審議

○会長

皆さん、おはようございます。それでは、「令和4年度第1回東大和市個人情報保護審議会」の審議を始めさせていただきます。

諮問1 「東大和市まち・ひと・しごと創生事業におけるオンライン結合による外部提供について」

○会長

まず、諮問(1)「東大和市まち・ひと・しごと創生事業におけるオンライン結合による外部提供について」を審議いたします。担当課の説明を求めます。お願いします。

○田代課長

おはようございます。企画政策課総合戦略推進担当課長の田代と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○神山係長

企画政策課政策推進担当の神山と申します。よろしくお願いいたします。

○会長

ありがとうございます。ご着席ください。

○田代課長

ありがとうございます。着座で説明させていただきます。それでは、お手元の資料になりますけれども、諮問書の3ページをお開きください。諮問1「東大和市まち・ひと・しごと創生事業におけるオンライン結合による外部提供について」ご説明をさせていただきます。まず、諮問の理由でございます。四角の破線のところにありますインターネット上のコミュニティサイトであります **Instagram** を活用しまして、地域の魅力的な人物やその活動の紹介等を通じて情報発信を行いたいと考えておりました。それによりオンライン結合による外部提供を行いたいと考えております。報告の内容としまして(1)事務の変更が条例第7条第4項による報告、(2)オンライン結合による外部提供としまして、条例13条第2項第2号による諮問でございます。これ以降につきましては、補足資料と合わせてご説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、諮問書の5ページをお開きください。また、補足資料の1ページをお開きください。補足資料、2の説明内容になります。20歳代から40歳代までの子育て世代を主なターゲットとしまして、シビックプライド(住んでいる市や地域に対する愛着や誇り)の醸成による転出抑制を目的としまして、**Instagram** を活用した情報発信を行いたいと考えております。

この **Instagram** に投稿する情報の中に、対象者の写真、動画及び人物の紹介文が含まれる場合があ

りますことから、保有個人情報を扱う電子計算組織を実施機関以外のものの電子計算組織と情報伝達システムを利用して結合した上、保有個人情報を外部提供することになりますので、条例13条第2項第2号の規定に基づき、ご意見を伺うとなっております。

事務の変更の関係でございますが、(1)事務の名称と目的につきましては、「東大和市まち・ひと・しごと創生事業」となります。また、事務の目的としまして、まち・ひと・しごと創生事業、そのものにつきましては、人口減少の抑制と地域の活性化を図ることを目的としております。(2)の対象者の範囲になります。Instagramへの投稿を承諾した方となっております。(3)の個人情報取扱事務届出事項の内容の変更となりますけれども、変更内容としましては、地域の魅力的な人物やその活動の紹介等を通じて、市や地域に対する愛着や誇りの醸成を図るため、「8記録項目」に対象者の写真及び動画を加えるとともに、インタビューによって対象者が発した事項について承諾を受けて投稿することを前提に、要配慮個人情報等の収集の可能性があることから、「15備考」にInstagramの運営に伴う事務の変更について追記をしているものであります。

続きまして、補足資料の2ページをお開きください。(4)の委託先、委託期日、委託内容、この事務についてはありません。

諮問書の7ページをお開きください。諮問書の7ページにつきましては、オンライン結合による外部提供となっております。

補足資料の2ページの(5)をご覧ください。こちら、オンライン結合による外部提供の内容でございますが、①相手方としまして、メタ・プラットフォームズ社となっております。②目的でございますが、ターゲット層である20歳代から40歳代までの子育て世代に多く利用されているInstagramを活用することによりまして、対象者に対して広く情報発信をすることができると考えております。(7)その他、参考としまして、情報発信の流れを図でお示ししております。補足資料の別紙をお開きください。別紙の表題が、Instagramを活用した情報発信の流れ、となっております。左から番号が振られておりますけれども、左上の①です。Instagramに投稿することにつきまして、承諾書により、対象者から承諾を得たいと思っております。②対象者にインタビューをするとともに、秘書広報課などで所有しておりますカメラ等で、写真や又は動画を撮影したいと考えております。③投稿する写真、動画及び人物の紹介文をインタビューした対象者にご提示させていただきまして、承諾を得た上で、投稿の手続を進めたいと思っております。④は、右上にありますけれども、インターネット経由でInstagramということ、メタ・プラットフォームズ社のInstagramのサーバに写真等のデータを投稿(アップロード)する形になります。そうすることによりまして、⑤投稿したデータをInstagram利用者が閲覧できることになっております。

それでは、お手数ですが補足資料の2ページ(7)にお戻りください。2ページ(7)その他の2段落目です。以上ご説明しましたとおり、Instagramの運営に伴う対象者の写真、動画及び人物の紹介をするため、情報の収集及びオンライン結合による外部提供について、ご意見を伺うものであります。説明は、以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

## ○会長

ありがとうございました。それでは、ご質問等がございましたら、お願いします。よろしいですか、

私からお聞きしたいことがございます。これどのくらいの人が見ると想定しているのかというところなのですが、今は若い人たちは広く活用して、いろいろな情報を得ているのですけれども、どのくらいの人が見ることを想定しているのかというのが1点と。それから、Instagramはコメントが入れますよね。いいねとか、私は詳しくはないのですが、コメントも入れられると思うのですが、例えば、ネガティブなコメントがあった場合に、それに対する対応といったものは、市が行うようになると思うのです。そのへんのところの対応の方法というのですか、管理自体はそのシステムの中にコメントの無効化とか、そんなものがあるとは思いますが、それ以外に、何か市で考えていることがあれば、お伺いしたいと思うのですが。

#### ○田代課長

まず、目標の人数ですけれども、1,500人位を、今の段階では予定をさせていただいているところであります。ネガティブなコメントなのですけれども、今の段階でそこまで想定しておりませんので、実際に、やはりマイナスのコメントもあった時に、どのように対応するかときちんと整理していく必要があるとは思っております。ただ、やはり私どもも、シビックプライドということで、市民の皆さまに愛着意識を高めていただくことですので、そういう中で活用できるように、できるだけそういう周知の仕方、対応の仕方を進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

#### ○会長

そうですね。あまり悪い意見が出てくるようなものというのは、逆に少ないのかなとは思いますが、ただ、いろいろな考え方もいらっしゃると思いますので、そのへんもしっかり対応していただけたらと思います。ほかに。

#### ○委員

よろしいでしょうか、2点ほど。中傷の問題については、かなりインターネット上の非常に課題になっていたり、それは要するに突き止めるというようなことまで整備がされて、なるべく早く迅速にできるような形で、法制化がされている。それについては、いろいろなインスタグラムが投稿されて、いろいろな意見、ヘイト的な部分が出てくるだろうし、ある意味、逆に言うと、通常だといいいねというのが、いいコメントができるのですけど、それについては今のところは事務局としては、あまり想定していないようなので、十分それについてはお願いします。それと情報セキュリティという部分というと、市にはかなり厳格な情報セキュリティを取っていて、基幹システム、インターネット等々、それについては、その都度システムを分けてやっているようですけれども、これはインターネットということなので、そのへんの留意点が、つまり、今の市の端末から当然インターネット回線を通じて、VPN回線を通じてやると考えられるのですけど、それについて特に配慮は、されるのでしょうか。

#### ○会長

担当課長。

#### ○田代課長

これは情報管理課とも調整をしながら進めている案件ですけれども、実際にはインターネット上に、そのアプリを載せて、インターネット上のアプリというのですか、メタ・プラットフォームズ社にアクセスしていくわけですけれども、その体制自体は、問題ないと言われておりますので、その物理的

な閉鎖環境でやるというものではなくて、インターネット上の中だけでの情報システムの中で対応できるとしています。

#### ○委員

追加して、ウイルス対策ですとか、乗っ取りだとかという、当然インターネット回線というのは、解放された回線なので、それについての通常の要するにウイルス対策なり、等々でいろいろ様々に乗っ取られる経験とかあるようですけど、当然、そこはインターネット回線と基幹システムは当然分けられているので、心配はないかと思うのです。要するにインターネット回線を通じたところだけのセキュリティなり、ウイルス対策については、万全で対応されるという考え方でよいのですか。

#### ○田代課長

そのとおりで、デジタル政策課、そちらのセキュリティの中で、問題なく対応できると認識しております。以上でございます。

#### ○会長

ありがとうございました。他にございますか。すみません、私、もう1つ。これどんなものをターゲット、該当者というか、市が選定するわけですよ、こういう人にインタビューしようとか、そういったものの対象は、どのようなものを想定していて、どのくらいの頻度であげていくのかなというところをお聞かせください。

#### ○田代課長

地域で情報発信というか、少し整理してお話させていただきますと、この、今、Instagramで、清瀬市と連携したInstagramであります。これというのが、実行委員会を作って、過去2年位やってきたものになっております。それを、今、それというのは、市長会の助成金を使った事業でして、要は実行委員会は、第三者機関が管理していたものになっています。それが、今、ここで市長会の助成金がなくなったということで、今、その体制をどうしようかということですが、2市で直接管理運営するということで、私ども企画政策課として所管して対応したいと考えております。これまでの投稿の内容としましては、地域の影響のある方々にインタビューしまして、例えばお店とか、例えば固有名詞出してよろしいかどうかわかりませんが、マゼランさんだったり、クリカ食堂さんといつてベーグルを売られている方などが取材の対象になったりして、そういう方々の人物を通じて、市にはこんなに素敵な人がいますよという、そういう発信の仕方をしてきました。1つの流れとしましては、私どももそういう方々、地域の魅力的な方々を紹介する形で、広く東大和市はこういういい方々、素敵な方がいらっしゃいますよという情報発信をしていきたいと思っております。それが、今、こちらの諮問に出させていただいているような内容でございます。投稿の回数ですが、人物に対しましてはインタビューが必要になったりしますので、清瀬市さんとも連携しながらやる必要があるとは認識しているところですが、私どもとしては2か月に1回位の頻度で対応したいと思っております。それ以外に、地域の魅力的な場所の写真だったり、例えば多摩湖の写真だったり、地域の桜の風景などは、これはおそらく個人情報には当たらないと思いますので、そういう点については、随時、投稿をしてみたいと思っております。流れとしましては、以上となります。以上です。

#### ○会長

今、はじめて清瀬市というのが出てきたのですが、清瀬市の情報も一緒に載せるということですか。

○田代課長

そうです。Instagram としましては、そこに清瀬市さんの情報も入る形になると思います。

○会長

質問の中で出てきたので、事前に説明いただければと思ったのですが、わかりました。ありがとうございます。ほかにもございますか。よろしいでしょうか。それでは、このへんで審議会のご意見をまとめさせていただきたいと思っております。「東大和市まち・ひと・しごと創生事業におけるオンライン結合による外部提供について」は、提案のとおり承認としたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○委員一同

異議なし。

○会長

ありがとうございます。それでは、本件については提案のとおり承認とさせていただきます。どうもありがとうございました。

諮問2 「地方税共通納税システムの税目拡大に伴うオンライン結合について」

○会長

諮問2「地方税共通納税システムの税目拡大に伴うオンライン結合について」の審議を行います。どうぞお座りください。それでは、担当課の説明をよろしくお願いします。

○中野課長

納税課長の中野と申します。どうぞよろしく申し上げます。それと、管理係長の菅原も同席させていただきます。

○菅原係長

よろしく申し上げます。

○中野課長

それでは、私から説明をさせていただきたいと思っております。9ページをご覧いただきたいと思っております。諮問2の地方税共通納税システムの税目拡大に伴うオンライン結合についての内容でございます。(1)の事務の変更でございます。個人情報保護条例第7条第4項による事務変更の報告ということで、資料は11ページ、12ページになります。(2)のオンライン結合でございますが、13条第2項第2号によるオンライン結合による諮問でございます。資料は13ページという形になります。諮問の理由でございますが、地方税共通納税システムによる収納を法人税及び住民税(特別徴収)の他に、軽自動車税及び固定資産税・都市計画税等に拡大する。そのため、納税者から必要な個人情報を受領するため、オンライン結合を行いたいといったものでございます。

11ページをご覧いただきたいと思っております。こちら届出事項でございます。変更点につきまして、ご説明をさせていただきたいと思っております。まず、11番の個人情報の主な収集元および収集の根拠規定といったところでございますが、こちらについて、その他のところで、地方税共同機構から、個人情報の収集を行うという内容になっています。12番、個人情報の経常的な目的外利用と提出先及び

目的外利用・提供の根拠規定といったところがございますが、こちらにつきましても、その他、地方税共同機構といった内容になっています。15番の備考でございますが、(5)で、地方税共通納税システムの税目拡大に伴いオンライン結合をするための変更という内容になっております。

次に13ページをご覧くださいと思います。こちら、審議会の諮問書ということで、オンライン結合という内容になっています。2番、オンライン結合又はオンライン外部提供の目的でございます。オンライン結合の目的といたしましては、現在、地方税共通納税システムによる収納を法人税及び住民税(特別徴収)において実施しております。令和5年度から軽自動車税及び固定資産税・都市計画税等に拡大するに当たりまして、納税者から必要な個人情報を受領するという内容でございます。3番のオンライン結合又はオンライン外部提供をすることの必要性、適切であるかの理由につきましては、補足資料に基づきまして、ご説明をさせていただければと思っております。

それでは、補足資料をご覧くださいと思います。補足資料の5ページになります。諮問案件の説明資料といった内容でございます。諮問案件名といたしまして、地方税共通納税システムの税目拡大に伴うオンライン結合。種別、オンライン結合。説明内容でございます。概要でございますが、最初に、地方税共通納税システムの税目拡大の概要を説明するという内容になっております。現在、地方税共通納税システムを利用し「法人税」及び「住民税(特別徴収)」の収納を実施しておりますが、令和3年度の税制改正において、この地方共通納税システムの対象税目に「固定資産税・都市計画税」及び「軽自動車税」の追加が明記されました。これに伴い令和5年度から追加税目に係る納付手続の電子化を行う内容になっております。詳細につきましては、後ほどイラスト等を使いながらご説明をさせていただきたいと思っております。

7ページをご覧くださいと思います。まず、地方税共通納税システムの説明をさせていただきたいと思っております。こちら、概要ということでイラストが載っておりますけれども、真ん中に地方税共通納税システム eLTAX といったものが、点線で囲われております。その左側にはビルの建物があって、送金という形で、こちらは納税者にあたるものでございます。地方税共通納税システムを介しまして、納付という形で矢印が伸びておりますけれども、こちらはA市B町C村ということで、こちらが自治体を表しているものでございます。地方税共同機構が提供する地方税共通システムというのは、地方税のポータルシステムのサービスでございまして、eLTAX、電子申告等のシステムの一機能でございます。これは、今までこのシステムがない場合は、複数の地方団体に法人市民税や個人市民税の特別徴収などは、毎月納付期限までに納付しなければならず、納付書を持って、それぞれの金融機関に赴かなければなりませんでした。しかし、当該システムが導入されたことによりまして、地方税共通納税システムを運用する地方税共同機構が、マルチペイメントネットワーク、いわゆるこれは税金や公共料金などの収納を行う企業や公共団体と金融機関を、共通のネットワークで結んで、利用者がそれぞれ身近な機関や方法で、料金の支払いを行うことができる仕組みでございます。そういったマルチペイメントネットワークの収納機関という形で、地方税共通納税システムを運営することで、共同機構が収納機関になりましたので、そこにお金を送金すれば、各自治体のほうにお金を納付していただける仕組みになっております。このことで、各事業者につきましては、金融機関の窓口へ赴くことなく納税ができる、また電子申告と合わせて、申告から納税までの一連の手続を行うことができる

ようになりました。そういったところで、納付事務負担が軽減されているといった仕組みでございます。

次に、8ページをご覧いただきたいと思います。今回の諮問の案件になってきます。この度、先ほどの地方税共通納税システムの中で、軽自動車税と固定資産税、都市計画税に税目を拡大するに当たりまして、地方団体が発付する納付書への対応の実現をしていかなければならないということで、そのイメージ図でございます。真ん中に共通納税システムとありますけれども、ここに統一納付書のマスタを作っていくところになります。そこに、右側、地方団体とありますけれども、案件特定キー、確認番号、これは個人を識別するものではないのですけれども、数字の羅列の情報をマスタに送るという内容になっています。この部分については、インターネットとは別のLGWANを使用するというところで、情報の保護はされているということでございます。また、左側の納税者のところでの納税手続とございますけれども、そこで共通納税システムに案件特定キー、確認番号などを入力し、照会をかけると、納付情報、いわゆる賦課の情報が得られて、納付手続に移ることができるという内容でございます。こちらの資料の下半分は、まだ検討事項が含まれている部分が載っておりますので、説明するにあたってこのイラストがどうしても必要だったので、上半分だけご活用いただければと思っております。

次に9ページでございます。ここで、例外的な対応で、個人情報を取り扱うことが発生するという内容になっております。その例外的対応というのが、先ほど共通納税システムに統一納付書のマスタを作るといったお話をさせていただきましたが、そこにまだ載っていない方、税金を払おうと思ったのだけれども追加や変更で、まだマスタに反映されていない部分が共通納税システムから照会を受けるのですけれども、その時に氏名などの個人情報が含まれるとなっております。そういった中で、照会を受けたものをまたマスタに登録するといった内容でございますが、この統一納付書マスタにつきましては、随時内容等は更新しているので、この例外的な対応というのは稀なケースなのですが、全然ないというわけではないので、共通納税システムで地方税共同機構から個人情報を提供されるという可能性がございますので、今回、個人情報保護審議会に諮問をさせていただくという内容になっております。

先ほどの6ページの諮問案件の説明書に戻っていただければと思います。そういった中で、オンライン結合又はオンライン結合による外部提供の内容でございますが、地方税共同機構で、目的は地方税共通納税システムにおいて、令和5年度からの対応になりますけれども、それを令和4年度のうちから準備を始めるというところでございます。そういったことで、今回、地方税共通納税システムの税目拡大に伴うオンライン結合は、全国の自治体で行われる内容でございます。東大和市もそれに関連して実施しているといった内容でございます。説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

#### ○会長

ありがとうございました。説明が終了しました。ご質問等がございましたらお願いします。はい、委員。

#### ○委員

ご説明ありがとうございます。このシステムが入ることによって、市民の皆様からしますと、納税の今までの流れというか、納付書を使って市役所窓口なり、コンビニなり、クレジットカードで電子決済なり、様々な納税の方法が拡充されてきていますけれども、このシステムが入ることによって、新たに市民の納税方法が変わるというか、広がるようなことがあるのか、それとも納付方法そのものは、市民の側は全く変わらないのか、そのあたりはいかがでしょうか。

#### ○中野課長

今、委員からご質問がありました。基本的には、大きな変わりはないです。今、やっているクレジットや電子マネーと同じようなやり方になりますので。納付方法がひとつ増えるといった感じで捉えていただければと思います。

#### ○会長

ほかにございますか。はい、委員。

#### ○委員

確認させてください。これは以前から、地方税共同機構による住民税特別徴収等々をやられているということですが、昨年度それを利用して東大和市に納税があったのは何件くらいあったのかというのと、今回、いわゆる企業が特別徴収をする部分を、1回で済むので、非常に利便性が高くなるということで、理解しているのですが、正直、例えば軽自動車税とか固定資産税とかは個人課税ですよ。個人がここに地方税共同機構に納付ということは、あり得ないですよ。それはできるのでしょうか。つまり、企業が100人の従業員がいて、それぞれ例えばいろいろな、東大和市、武蔵村山市等々いて、それをいっぺんで例えば100人分を、仮に100万円納める。そこから各市町村に納税したことになるというのは非常にメリットがあって、今後そういうことをPRあるいは周知をしていった時に、件数が増えてくる可能性はあるのですが、軽自動車税や固定資産税は、先ほども言ったけれども個人課税ですし、うちの市は国民健康保険税も対応していますけれども、通常一般的に言うと、国民保険料なので、このへんの扱いが、4番が市税等（国民健康保険税を含む）ということなので、2のオンライン結合の目的のところ、国民健康保険税というのが載っていないのですが、かなり例外的な対応を、尚且つ個人課税なので、やっていくメリットが見受けられないのですが、そのへんはいかがでしょう。つまり、現状はどのくらいそれに伴って納付があるのか。そして、今後これをするによって、増えるのか、というような部分。動機として、ここに特別徴収の部分について言えば、非常にメリットがあるけれども、どうなのかなと、いろいろ補足資料やインターネット等で地方税共同機構等を検索しても、そこが見えなかったので、ご説明いただければと思います。よろしくをお願いします。

#### ○会長

はい、中野課長。

#### ○中野課長

ありがとうございます。ご質問はおそらく3つあるかと思います。事業税の取扱いの関係と、個人税課税の関係と、あと国民健康保険税の取扱いというところになるかと思います。

まず1つめなのですが、この地方税共通納税システムですけれども、これは2、3年前からシステ

ムは稼働してしまっていて、先ほど委員様がおっしゃった、事業者が基本的に法人税を払ったり、特別徴収を払ったりということで、それぞれ今まで金融機関にそれぞれ赴いていたのですが、ひとつのマルチペイメントネットワークでそれぞれの自治体に払えるということで、今、活用しているのは、事業者が基本になっています。今回、税制改正の中で、令和5年度から、個人税の固定資産税と都市計画税と、軽自動車税も取り扱うとなりましたので、個人の方が、地方税共通納税システムにアクセスして、お支払いすることができるといった内容でございます。どこまで利便性があるかというところなのですが、先ほど委員からありましたが、いろいろな納付チャネルを作っていて、電子マネーが始まっているので、なかなかこちらの利用まで移るかという問題があるのですけれども、実はこのやり方として、納税者IDというのを取っていただくと、東大和市の納付賦課情報、あなたに賦課されているのはこういうものかというものが、一覧で出てくるといったもので、それを毎年継続してお支払いいただくのですから、IDを取れば、アクセスした時に賦課されている税目があって、それをどうやって納付していくかということが、継続的に取扱えるといったものが、今回の利便性という観点では挙げられると思います。先ほど、委員からありましたように、主に、おそらく事業所が、固定資産税を払ったり、軽自動車をかなりの台数を所有している事業者が、これを活用してやっていくというのが、おおかたのユーザーになるのかなと思っています。個人税につきましては、やはり今のクレジットカードであったり、PayPayなどの電子マネーであったりというところの支持がかなり大きいので、そちらのほうに流れるかなと思います。

国民健康保険税の話でございますが、先ほど委員からもお話がありましたように、やはり料として扱っている自治体と税として扱っている自治体がありますので、まずこちらの部分については、国の内容ではまだ国民健康保険税まで対象になるという話は、いただいているところでございます。説明は以上です。

#### ○委員

昨年実績は。どのくらい取扱いがあるか。

#### ○中野課長

すみません、数値を今ご用意できていなくて、ただ、事業所の方がほぼこちらを利用されていると思います。すみません、件数までは。

#### ○委員

かなりあるということ想定しているということですね。

#### ○中野課長

はい、そうです。

#### ○委員

毎月やることで、A 金融機関、B 金融機関、C 金融機関、それぞれ個別に全部分けてやっていくのは、非常に大変だと、経理事務、給与支払事務、大変だと思うので、わかりました。どうもありがとうございました。

#### ○会長

ほかにもございますか。私のほうからよろしいですか。今、国保の話が出たのですけれども、市民税

の普徴はどうなのでしょう。あれは税として取扱っているわけです、当然税なのですけれども。今後、ここに載せていく計画はあるのかどうかということと、先ほど例外的なというのは、税額補正があった場合の例外ということで、説明がございましたけれど、基本の税金をアップロードすることによってよろしいかどうかの確認です。それから、納税者がやり取りをする場合は、どのようにやり取りするのか説明していただきたい、依頼の方法ですね。依頼があってから、電話で依頼するのか、どうのようにやるのか。アップロードして、それからまたアクセスして納税するという形になるのかな、流れとしては。そのへんのやり取りというのは、そこで個人情報が発生するということで、先ほど説明がありましたけれども、そのへんのやり取りの具体的なことというのを教えてください。

#### ○中野課長

説明をさせていただきます。普徴なのですけれども、こちらはもちろん個人の税という形になりますが、今のところまだ導入の計画はないということで国からは聞いておりますので、今後こちらの普徴の取扱いも、税目拡大の中で検討されていくのかなと思っております。それと、例外の取扱いでございます。アップロードにつきましては、基本全件アップロードという流れになっております。それと、納税者がどのような形で取扱うかといったところでございますが、基本的には eLTAX にアクセスしていただきまして、手元にあります納付書の中に、案件特定キーや確認番号というものが付与されておりますので、そちらの番号を入力していただくと、賦課情報が、今、東大和市の税がこういう形で賦課されていって、納付期限はいつですということを、支払う、支払わないということを選択しながら払っていただくという内容になっております。以上でございます。

#### ○会長

それで、では番号入力して、賦課情報があつた場合にはそのまま進めるけれども、ない時に、個人情報の取扱いが出てくるということで良いですか。

#### ○中野課長

はい。

#### ○会長

それが、画面の中で、自分の賦課情報がない、あつても金額が違うのではないかと言つた場合に、どういったやり取りを画面上でやるのか、電話でやるのかわからないけれども。

#### ○中野課長

賦課情報がないという場合については、すぐにシステムの中で東大和市に、賦課情報の照会が来ていますということで連絡が来ますので、システムでその部分の賦課情報を送り返してあげることになります。これは瞬時というか、確認次第、すぐに対応するという形になっております。

#### ○会長

それは、リアルタイムで市のほうに来て、先ほどの該当の方の情報をアップロードする。そうすると、それをアップロードしましたよというのは、また何かの連絡が来るものなのですか、納税者に。やり取りがよくわからない。

#### ○中野課長

アップロードの要請、依頼がありまして、その連絡が来た時に、すぐこちらの賦課情報があれば、

アップロードをマスタに送付するといった内容になっていまして、そうすると合致しますので、納税者は賦課情報が得られるという形になります。

○会長

納税者は何回もアクセスするという形になるのですか。

○中野課長

納税者は1回アクセスして、賦課情報が来た場合、市がそれを受けて、お答えする形で。賦課情報がない場合は、賦課情報がありませんというお答えがすぐに出てくると思うのですが、そうでなければ、多少アクセスのお時間かかるかもしれませんが、賦課情報を取って、すぐ照会をかけるという形になります。システム上の中でやっていくような形になります。

○会長

アップロードしましたという連絡は、特に納税者にはしないということですね。では納税者は何回もそれを確認する必要があるということですね。賦課情報が出るまで。

○中野課長

はい。

○委員

1点だけ確認したい。先ほどの補足資料8ページの、地方団体と共通納税システムはつまり、地方税共同機構とLGWANで結ばれているというお話でした。そうすると納税者は、そちらの照会をするのは、どういう回線になるのでしょうか。

○中野課長

納税者はインターネット回線でeLTAXにアクセスしていただく形になります。

○委員

わかりました。ありがとうございました。

○会長

よろしいでしょうか。特にないようでございます。それでは、審議会の意見をまとめたと思います。「地方税共通納税システムの税目拡大に伴うオンライン結合について」は、提案のとおり承認いたしますが、いかがでしょうか。

○委員一同

異議なし。

○会長

ありがとうございます。それでは、本件については提案のとおり承認とさせていただきます。

○中野課長

ありがとうございました。

諮問3 「オンライン申請システム利用事務におけるオンライン結合について」

○会長

それでは、次に諮問3「オンライン申請システム利用事務におけるオンライン結合について」を審

議いたします。どうぞご着席ください。それでは担当課の説明を求めます。

#### ○藤本課長

皆さんこんにちは。総務部デジタル推進担当課長の藤本と申します。隣は係長の葛上でございます。よろしく願いいたします。

それでは早速説明をさせていただきたいと思えます。恐れ入りますが、諮問資料の15ページをお開きいただきたいと存じます。今回の審議会では、オンライン申請システムの利用事務につきまして、事務の開始を条例第7条第4項に基づき、報告させていただくとともに、オンライン結合をすることについて、条例第13条第2項第2号に基づきまして、諮問をさせていただくということでございます。諮問の理由につきましては、点線で囲んだ箇所に記載のとおりでございます。市民の皆様が、自身のパソコンやスマートフォンを使って、オンラインで申請、届出等を行えるよう、オンライン申請された申請データを取得するために、オンライン結合を行いたいということでありまして、より簡潔に申し上げますと、インターネット上に市のほうで、オンラインで申請できる申請画面のシステムを導入させていただきます。市が作りましたその申請画面に、市民の皆様がご入力いただきます。その入力データを市のほうで、システムを通じてダウンロードするという形になりますので、オンライン結合という形になります。

続きまして、17ページをお開きいただきたいと思えます。ここからは、事務の開始に伴う届出事項につきまして説明をさせていただきます。最初に、5番の事務の名称でございます。事務の名称は「オンライン申請システム利用事務」であります。6番の事務の目的であります。オンライン申請システムを利用し、市民の皆様を対象としたアンケート、講座の申し込み、各制度への申請、届出を行うということでございます。7番の対象者の範囲は、市民の皆様という形になります。続きまして8番の記録の項目です。こちらにつきましては、今回導入するシステム、アンケートや各種申請、申し込みの受付というところで使用いたしますので、含まれる個人情報、そちらについて記載させていただいています。続きまして、12番をご覧いただきたいと思えます。個人情報の経常的な目的外利用、こちらは該当ございません。また、13番の委託につきましても、この業務については該当がありません。一番下の15番の備考について、補足で何点かご説明させていただきたいと思えます。今回導入するシステムでありますけれども、まず全庁的に使用するというのを予定しております。こちらのシステム、市では、先ほどご説明したとおり、このシステムに市から個人情報を登録することはございませんで、市民の皆様に入力していただくという形になります。それから申請いただきましたデータにつきましては、申請画面を作成いたしました部署のみがダウンロードできるという形のシステムになってございます。

続きまして、19ページをご覧いただきたいと存じます。ここからはオンライン結合に伴う諮問の内容、こちらについて説明をさせていただきたいと思えます。まず1番です。オンライン結合する組織の相手方につきましては、株式会社トラストバンクでございます。こちらの事業者でございますけれども、地方公共団体のネットワークシステムでございますLGWANのシステムを通じて、今回のオンライン申請システムを提供しております。こちらのシステムは、セキュリティ対策が高いシステムとなっております。続きまして2番です。オンライン結合の目的でございますけれども、オンライ

ン申請システムの利用のためであります。3番です。オンライン結合することの必要性、適切である理由でございますけれども、本システムを利用することで、市民の皆様が自身のパソコンやスマートフォンを使って、オンラインで申請・届出等を行うことが可能となります。市民によりオンライン申請されました申請データを、市職員がダウンロードするために、オンライン結合する必要があると、先ほどのご説明のとおりでございます。4番のオンライン結合に係る個人情報を取り扱う事務の名称、これはオンライン申請システムの利用事務という形になります。こちらの諮問書の説明はこちらで終了させていただきます。以上、ご説明申し上げましたオンライン申請システム利用事務による個人情報を含む申請データのオンライン結合につきまして、ご意見を伺いたいと思っております。よろしくお願いいたします。

#### ○会長

ありがとうございました。説明が終了しました。ご質問等ございましたらお願いいたします。はい、委員。

#### ○委員

オンライン申請ができるということで、先ほどご説明いただきました市民を対象としたアンケート、講座申し込み、各制度への申請・届出、これ個別に聞くと相当数の件数があるかと思うのですが、東大和市で扱っているこれらの件数、個別の具体的な施策については何件あるのか、またそれらは全てが、このオンライン申請が可能となるという理解でいいのか、またこの申請制度がスタートするタイミングというのは、特定の日にちになるのか、それとも準備が整った事務というか、もしくは施策ごとになっていくのか、そのあたりはどういう形になるのでしょうか。

○藤本課長 まず1点目の件数の関係でございますけれども、大変申し訳ございません、市全体で件数が何件あるのかというところまでは、申し訳ございません、今の段階で把握をしてございません。2番目、全てができるかというご質問でございますけれども、申請の内容、それからアンケートの内容によって、できる所が変わって来るかなと思っております。例えば、アンケートの内容でも、より詳細な内容を聞くような、ページ数が多く渡るようなアンケートにつきましては、やはり市民の皆様ご負担になりますので、ひとつひとつ見ていく所もご負担になりますので、そういうところはなじまないかと考えております。ただ、例えば公民館で行っている講座の申し込みとか、単発的に行っているような講座の申し込みについては、気軽にお申込みできるような形になりますので、そういうところでは、かなり有効的に使えるのではないかと考えております。それから3点目のタイミングの関係でございますけど、今のところ6月から稼働したいと考えております。システムが入りましたら順次できるのですが、職員のほうがこのシステムを使いこなすというところからまず始めないといけないので、職員に周知をしながら、少しずつできるところから始めていきたいと考えております。以上です。

#### ○委員

そうしますと、例えば一般的に件数、申請が多いと思われる例えば保育園の入園の申し込みだとか、例えば高齢者の要介護認定だとか、そういう個別具体的なものについては、担当課がそういう手続なり、オンライン申請になじむという判断をすれば進んで行くけれども、全体的に市全体としてすべて

の申請が、オンライン化される、電子化されるというところまでは、なかなかまだ見通せないという理解になるのでしょうか。

**○藤本課長**

今、ご例示いただきました保育園の関係、介護の関係、こちらにつきましては、今回ご説明しているシステムとはまた別で、マイナンバーの関係も申請の事務を進めてございます。厳格な本人確認が必要な手続きという形になりますので、今、こちらのほうでご説明しているのは、それとはまた違う講座の申し込みとか、そういったところを想定しておりまして、それとは別にマイナンバーを使用したものについては、別途進めている。

**○委員**

これとは違う形で。

**○藤本課長**

そうですね、そういうふうにご考えてございます。はい、以上です。

**○会長**

よろしいでしょうか。ほかにごございますか。はい、委員。

**○委員**

今、マイナンバーの話が出まして、気になったのは、その出る前に本人確認はどうするのか、この仕組みですと。マイナンバーを利用したものについては、ご存じのとおり住民票が申請できたり、あるいは、かつてマイナンバーを普及をすることで、公民館のコースも受けたりしていたのですが、そういった本人確認をどうするのかということと、現在のマイナンバーカードを使った申請等々ができるものを除いて、対応していくという考え方だと思うのですが、例えば料金を支払わなければならないようなもので、申請をするというのが、以前、例えば住民票とか特に課題だったのですね。要するに申請はするけど、お金は本人にまた来てもらわなければならないということがマイナンバーでもあったので、つまり申請においてお金が伴うものについて、恐らく、除外をされるのではないかと思うのですが、そのへんについての考え方を教えていただいてもいいですか。

**○藤本課長**

まず1点目です。マイナンバーの関係の本人確認ですが、マイナポータルを使って、マイナンバーカードを使っているいろいろな、今、住民票が作れたりするところがございますが、あちらについてはマイナンバーに基づいて、本人確認の仕組みがあの中に導入されておりますので、それに基づいて対応しているというところなんです。それから2点目の料金の関係というところがございますけれども、現段階でこちらではそこまで考えてございませんで、料金が伴うものではなくて、例えば講座の申し込みでお金がかかるのであれば、申し込みについてはこれでしていただいて、例えば公民館でお金を取るようなことであれば、その場でお金を取っていただく。このシステムとは切り離して、そのような形の運用を、このオンライン申請システムでは考えているところなんです。以上です。

**○委員**

本人確認はされるのですか、この仕組みは。マイナンバーだったら、厳格に、そのカードを読み込んでできるので、全然本人確認必要ないわけなんですけど、今回は何も無い。つまりインターネット回線

を通じて、LGWAN は使うにしても、こちらからアップロードする。恐らく、インターネットを使用した時に、本人確認を、私が例えば何か申し込みをする、あるいは申請をする。そこについての本人確認というのは特に取らない、取れないということによろしいでしょうか、すみません。

#### ○藤本課長

本人確認の関係、漏れていまして申し訳ございませんでした。今、想定しているのは、その厳格な本人確認が必要でない、例えば講座の申し込みですと、今、公民館にお電話をして申し込みできるというものが、インターネットに変わるというようなものを想定しております。ですので、例えば免許証とか、本人確認書類をつけて、画像として送るということもシステムとしては可能です。そのようなことが対応可能なので、手続によっては、そういったことまで求める可能性はありますけれども、今回導入するのは、そこまで行くものは可能なのですけれども、想定しているのはそれよりもっと低いレベルのものを想定しているところです。以上です。

#### ○会長

よろしいでしょうか。そうすると同じような質問になってしまうのですが、先ほどアンケート、講座の申し込みとか、種類いろいろ挙げていただいているのですが、申請とか、申し込み、それからこちらでは届出等となっています。申請や申し込みはわかるのですが、届出というのは、例えばどんなものを想定しているのですか。例えば婚姻届とか、そういうのは該当にはならないと思うのですが、どんな届けを想定されていますか。

#### ○藤本課長

届出として市のほうにいろいろな申請とか届出があるので、何とも言えないところがあるのですが、今、明示化できるとしましたら、例えばですけれども、ペットの関係で届出が必要な国の関係ですか、環境のほうでやっておりますので、他市ではそういったものを、こちらのオンライン申請システムを使ってやっているところもございますので、そのような他市のような状況も踏まえて、うちのほうでどこまでできるかというところを考えていきたいと思っております。以上です。

#### ○会長

あわせて、将来的には、これを使って先ほど本人確認の方法を厳格に行って、利用できる範囲をどんどん広げていくという考え方でよろしいでしょうか。

#### ○藤本課長

こちらのサービスでございますけれども、様々なオプションのサービスがございます。本人確認を厳格に求めるのであれば、さらにサービスの質を上げるというようなことも可能ですので、会長がおっしゃられたように、対象をどんどん広げていく時には、このシステム自体の変更も含めて、検討していこうかなとは思っています。

#### ○会長

ほかにございますか。よろしいでしょうか。それではこのへんで審議会の意見をまとめさせていただきます。諮問3「オンライン申請システム利用事務におけるオンライン結合について」は、提案のとおり承認としたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

#### ○委員一同

異議なし。

○会長

ありがとうございます。それでは、本件については提案のとおり承認とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○藤本課長

ありがとうございました。

○会長

以上をもちまして、諮問案件の審議は終了いたしました。

## 5 審議会への報告

○会長

続きまして、報告案件に移りたいと思います。報告案件の（１）個人情報取扱事務の開始・変更・廃止について、（２）組織改正及び事務の所管換えに伴う届出等の変更について、（３）保有個人情報の目的外利用・提供状況について、を一括して事務局から説明を求めます。

○阿部課長

それでは報告案件につきまして、事務局からご説明いたします。お手元の資料の21ページをお開きください。本日の報告事項は3点ございます。

### 報告案件（１）「個人情報取扱事務の開始・変更・廃止について」

○阿部課長

はじめに、報告1「個人情報取扱事務の開始・変更・廃止について」であります。23ページをお開きください。今回、個人情報取扱事務の開始が4件、変更が4件、廃止が3件計11件の届出がございました。

25ページをお開きください。企画政策課の「総合計画事務」は、市民意識調査を経て、令和4年度を初年度とする計画の策定が終了したことによる事務の変更であります。27ページをお開きください。企画課の「第6次行政改革大綱策定事務の廃止」であります。パブリックコメントに係る事務が令和4年1月5日で終了したことから、事務の廃止を届け出るものであります。なお、1回目は、令和3年6月1日から6月30日までの間、骨子の考え方や方向性について実施されました。意見の提出はございませんでした。2回目は、令和3年12月6日から令和4年1月4日までの間、大綱案について実施され、お2人の方から3件のご意見提出がありました。29ページをお開きください。秘書広報課の「行政相談委員候補者推薦事務」は、後ほどご報告いたしますが、人権擁護委員候補者推薦の事務を地域振興課へ所管換えすることによりまして、行政相談委員候補者推薦事務のみを取り扱うことに変更するものであります。31ページをお開きください。秘書広報課の広報掲示板及び市民情報交換箱を活用した情報提供事務は、ここ数年来取り組んでおりますが、ここで開始の手续とするものでございます。個人情報の取扱いに関しましては、情報自体の取扱いを適正に行うことは勿論でございますが、条例に定められた手続についても、適時、的確に行わなければなりません。これまで

も何度かお詫び申し上げているところでございますが、事務局といたしまして、より一層、各課に厳しく指導してまいります。33ページをお開きください。各課共通、代表してデジタル政策課が掲げてございます「AI議事録利用事務」は、審議会や講演会などの会議や打合せの議事録を作成したり、聴覚障害者等の方との窓口対応の際に、文字起こしの機能を用いて会話を行うシステムを利用する事務を開始するものでございます。35ページをお開きください。地域振興課の「生活用品交換情報提供制度事務」は、制度廃止に伴い事務を廃止するものであります。37ページをお開きください。同じく地域振興課の「人権擁護委員候補者推薦事務」は、先ほどご報告申し上げました秘書広報課からの所管換えにより、事務を開始するものでございます。39ページをお開きください。地域包括ケア推進課の「高齢者見守りぼっくす事業」は、救急通報システムを活用した緊急時の対応など必要な支援を行うことに伴い、事務の変更であります。41ページをお開きください。教育総務課の「児童・生徒定期健康診断事務」は、教職員定期健康診断の事務を教育指導課へ所管換えすることに伴う事務の変更であります。43ページをお開きください。ただいまの教育指導課の「教職員定期健康診断事務」は、教育総務課からの所管換えにより、事務を開始するものでございます。45ページをお開きください。生涯学習課の「障害者スポーツ及びニュースポーツ体験事業」は、助成金を活用した単年度の事業であり、事業の終了に伴い廃止するものでございます。

#### **報告案件（2）「組織改正及び事務の所管換えに伴う届出等の変更について」**

##### **○阿部課長**

次に47ページをお開きください。報告2「組織改正及び事務の所管換えに伴う届出等の変更について」であります。個人情報を取り扱う組織の名称が変更されましたので、条例第7条第4項の規定により、ご報告申し上げます。令和4年4月1日付けの組織改正に伴いまして、延べ513件につきまして、一覧表にございますとおり、課の名称の変更や、登録番号の整理を行っております。1件1件の説明は割愛をさせていただきます。

#### **報告案件（3）「保有個人情報の目的外利用・提供状況について」**

##### **○阿部課長**

次に71ページをお開きください。報告3「保有個人情報の目的外利用・提供状況について」であります。年1回保有個人情報の目的外利用・提供の状況について、条例第12条第2号各号の規定によりまして、ご報告するものでございます。本日、諮問・報告を行っております事務のほか、合計延べ432件について、一覧表にございますとおり目的外利用・提供を行っております。1件1件の説明は省略をさせていただきます。報告は以上でございます。よろしく願い申し上げます。

##### **○会長**

報告が終わりました。ご質問等がございましたらお願いいたします。私からひとつだけいいですかね。33ページの各課共通のデジタル政策課ですか、これは備考欄のところに文字起こしの関係ですね、これ個人情報が事業者のシステムで一時的に保管されるという記載があるのですが、これはどういうことなのでしょう。文字起こし、その場で完結してしまうのではなくて、事業者に情報が一旦行

くという考え方ですか。

#### ○吾郷係長

タブレットを使って行うものなのですけれども、窓口などでタブレットで話しかけた内容が、一時的に事業者のクラウド上に保管されて、一瞬みたいなのですけれども、それがそのタブレットにすぐ文字として返ってくるということで、ほんの一瞬保管されるということが起こります。ただそのタブレット自体が、通常個人情報が記録されたり、取り扱っているような端末ではないので、オンライン結合でないということで、ご報告させていただいております。以上です。

#### ○会長

ありがとうございます。ほかに何かございますか。よろしいですか。特にないようでございます

### 6 閉会

#### ○会長

以上で、本日の議題は全て終了いたしました。なお、承認となりました諮問につきましては、審議会の意見として取り扱う個人情報は情報漏れのないように十分注意し、適切に管理することを付帯意見とさせていただきます。本日の会議録の承認及び市長への答申につきましては、会長に一任していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

#### ○委員一同

異議なし。

#### ○会長

ありがとうございます。ほかに何かありますでしょうか。事務局。

#### ○阿部課長

本日は長時間に渡りますご審議、誠にありがとうございました。委員の皆様におかれましては、今回は任期中最後の会議となっております。長年に渡りまして、ご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。なお、次回の個人情報保護審議会の日程につきましては、7月20日水曜日を予定しております。新たな任期の委員をご承諾いただいた委員の皆様方には、また改めてご連絡をさし上げたいと思いますので、よろしく願いいたします。7月20日水曜日でございます。

最後でございますが、お席のほうに緑色の参考資料を配布させていただきました。こちらは個人情報保護制度の見直しと、自治体における留意点が整理された資料でございます。時間の都合もありますので、説明は省略させていただきますので、後ほどご覧いただければと存じます。個人情報保護法の改正に伴いまして、令和5年から自治体に法律が一律適応されることとなりました。これまでは、各自治体におきまして、定めた条例で運用してまいりました個人情報保護の制度が、今後は法で統一されたルールで運用されることとなります。自治体にも大きな影響が生じるため、審議会の在り方をはじめ、大幅な改正も必要になると見込まれております。現在、例えば条例を廃止して、新たな条例を制定することも想定はされるかと考えております。現時点で、法改正に伴う具体的な影響につきまして、庁内で調査を始めたところでございます。今後、審議会のご意見を伺う場も必要であるかと考えておりますので、その節は、またどうぞよろしく願いいたします。以上でございます。

**○会長**

それでは、これをもちまして、本日の個人情報保護審議会を閉会したいと思います。長時間に渡りまして、ご協力ありがとうございました。